

# 令和7年度（第42期）事業計画書

昭和61年1月に法務大臣の認可を受けて設立された当協会は、今期40周年を迎えます。所有者不明土地問題や、全国各地で発生する大規模な自然災害などに起因する、関係法令の改正や新法の施行、受託業務の多様化によって、当協会を取り巻く環境は当時から大きく様変わりしています。それでも公益法人として確固たる軸を持ちながら、時代による変化に対応し、官公署からの負託に応え続けることこそが、公益法人としての使命であり、必要とされる協会の原点であると考えます。

第42期は、どのような環境変化や有事にも対応できる柔軟性と、復旧・復興支援に積極的に貢献できる技術力・知識を兼ね備えた持続的かつ信頼性の高い組織づくりを目指します。

以上のことから、復興準備に繋がる地図作成業務、防災に直結する狭い道路の解消や官民境界確認補助業務など、公益認定の柱である法定事業を適正、円滑に処理することで公益法人としての責任を果たすとともに、官公署等の公共事業用地の取得の円滑化を支援する事業を進めます。加えて、ガバナンスの強化に努め、法令、定款、諸規則の遵守、そして透明性の高い組織運営を心がけ、官公署はもとより国民からも信頼され必要とされる組織を目指して、次の諸施策に取り組むこととします。

## 第1 法人管理関係

### 1 組織の充実を図るための施策

- (1) 新入社員を対象とした研修
- (2) 事務処理体制の充実
- (3) 公益法人監督官庁（愛知県）との連絡及び協議
- (4) 名古屋法務局、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会、愛知県土地家屋調査士政治連盟との連絡及び協議
- (5) 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会及び中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との連携
- (6) 災害発生時の支援要請に対応できる組織づくり
- (7) 業務管理ソフトウェアの適正な運用と更新に向けての検討

### 2 経理的基礎の充実を図るための施策

- (1) 公益法人としての財務の適正管理
- (2) 業務実績の分析と財務状況の把握

- (3) 予算執行計画書に基づいた予算執行
- (4) 外部公認会計士による財務監査の継続実施
- (5) 経理ソフトウェアの適正な運用と更新に向けての検討

### 3 公嘱協会の情報提供に関する施策

- (1) ホームページを介しての情報開示、広報誌による広報の実施
- (2) 理事会だよりをはじめとした各種会議結果等に関する情報の社員への提供
- (3) 社員への迅速な伝達及び周知事項の徹底
- (4) 設立40周年記念事業の開催

## 第2 公益目的事業関係

### 1 行政官庁等の公共事業に伴い発生する大量の登記事務を迅速かつ適正に処理することを通じ、迅速な社会資本整備の実現を後押しする事業（法定事業）

公共嘱託登記に係る次の受託事業（法定事業）の企画及び実施

- (1) 公共嘱託登記業務の促進
- (2) 官民境界確認補助業務、道路後退（狭い道路整備）業務及び登記調整業務の促進
- (3) 未登記道水路の表題登記及び未登記建物の表題登記業務の促進
- (4) 登記所備付地図作成作業への参画及び受託体制の確立
- (5) 地籍調査事業への参画及び受託体制の確立
- (6) 国土調査法第19条第5項指定制度の官公署への活用の促進
- (7) 災害復興に関する研究
- (8) 受託業務の処理能力向上への取り組み
  - ア 社員を対象とした業務研修の実施
  - イ 他県協会と情報の交換及び連携
  - ウ 実務担当者の技術養成

### 2 公共事業用地の取得の円滑化支援事業（自主事業）

- (1) 無償による書籍等の出版及び配布
  - ア 「表示登記に関する公共嘱託登記手続の基礎知識」の配布
  - イ 各種啓発パンフレットの作成及び配布
- (2) 公共事業主体者への支援
  - ア 官公署等職員を対象とした研修会の開催
  - イ 講師の派遣
- (3) 登記無料相談会等の開催並びに協賛
  - ア 登記無料相談会への協賛、社員派遣及び自主開催

イ 小学校等体験学習の開催

(4) 災害時支援活動

ア 災害時の支援要請に対する支援活動

イ 県及び市町村との災害時の応急対策の協力に関する基本協定締結の促進

ウ 官公署等主催の防災訓練への参加

エ 災害被災地に対する支援・援助

(5) 設立40周年記念事業の開催